

## ゴルフ場利用約款

### 【第 1 条】(約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、本約款に従ってご利用いただけます。

### 【第 2 条】(利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、本約款を確認のうえ当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

### 【第 3 条】(入場拒否)

次に該当する者は、当ゴルフ場に入場又は施設を利用することができない。

1. 利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき又は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
2. 施設利用者が、その事情を知りながら暴力団員を同伴し又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者
3. 施設利用申込み受理後、申込者が暴力団員であることが判明した場合は、当該申込みを取り消すことができる

### 【第 4 条】(利用の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断り致します。

1. 満員でスタート枠に余裕がないとき
2. 天災・天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
3. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき、プレー進行が遅い他人のプレーに迷惑をかけたとき
4. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき
5. ゴルフ場内設備の故障破損により停電、断水等によりゴルフ場をクローズするとき

### 【第 5 条】(休場日・開場時間等)

当ゴルフ場の休場日と開場時間及びレストラン、浴場等の利用時間、最終スタート時刻は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

### 【第 6 条】(金銭その他高価品)

当ゴルフ場は現金、貴重品、その他携帯品の破損、紛失及び盗難については一切の責任を負いません。利用者ご自身の責任において管理をお願い致します。尚、貴重品等を貴重品ロッカーに預けられた場合は、貴重品ロッカー利用約款をご参照下さい。

### 【第 7 条】(携帯品・自動車等)

携帯品や場所を提供している駐車場に於ける車輛及び車内物品の盗難、損傷については当ゴルフ場は責任を負いません。

### 【第 8 条】(ロッカー)

ロッカー内の収納品について事故が発生した場合は責任を負いません。

万一、利用者がロッカーの鍵を紛失された場合は、再制作費用をご負担いただけます。

### 【第 9 条】(宅配便の取り扱い)

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズなどのお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等の一切の責任は負いません。

### 【第 10 条】(危険防止とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り自己の責任でプレーして頂きます。

### 【第 11 条】(ティーグラウンドにおける素振り)

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

### 【第 12 条】(飛距離の確認)

先行組に対しては後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打込まないよう打球して下さい。

### 【第 13 条】(キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

### 【第 14 条】(打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者は同伴プレーヤーが前方にいるときは後方へ戻るように指示し安全を確認してから打球して下さい。

### 【第 15 条】(隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

### 【第 16 条】(場外への試し打ちの禁止)

場外への試し打ちは最も危険な行為です。絶対に行わないで下さい。

【第 17 条】(退 避)

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

【第 18 条】(ホールアウト後の退去)

ホールアウトしたときは直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

【第 19 条】(落雷のあった場合)

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

【第 20 条】(火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁します。マッチや煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

【第 21 条】(違背の場合の責任)

この利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又はご自身が違反して傷害等の被害を受けた場合には、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

【第 22 条】(プレー終了後のクラブの確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、きず等について当ゴルフ場は責任を負いません。

【第 23 条】(施設及に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

【第 24 条】(施設内への持込品)

施設内に下記のものを持込むことをお断わりいたします。

1. 動物、鳥類等のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣等
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 爆音を発するもの
6. その他、他人に迷惑をおよぼすもの

【第 25 条】(行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断わりいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為及びゴルファーとして不適正な服装
4. 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)

尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

5. 写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)

6. レストランへの飲食物の持ち込み

7. 刺青をされてる方の入浴

【第 26 条】(非会員の債務と行為についての保証)

会員は同伴または紹介した利用者(非会員)が、ゴルフ場に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者のゴルフ場における一切の行為について、利用者と連帯して保証して頂きます。

【第 27 条】(個人情報の取り扱いについて)

ゴルフ場は、予約時点で電話・FAX・Eメール等で入手した個人情報と、プレー当日に署名簿ご署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場の責に則り安全管理に努めます。当ゴルフ場では、ご予約およびご来場いただいたお客様に対し、当ゴルフ場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたはEメール等でご案内させていただきます。

【第 28 条】(事故の場合の責任等)

1. カート操作者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場はカート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

以上

筑波学園ゴルフ倶楽部